

## 平成 26 年度第 2 回赤磐市行財政改革審議会会議録

日時：平成 27 年 2 月 19 日（木）午後 1 時 30 分開会 午後 3 時 35 分閉会

場所：赤磐市役所 2 階第 1 会議室

### 1 開会

### 2 会長挨拶

議長： 国においては、地方創生に力を入れ各地方自治体が創意工夫を凝らしている。まちづくりと行財政改革は一体ですので、同様に我々も行財政改革に力を入れてがんばりたいと思います。

事務局： 本日の委員出席人数は 10 名で、赤磐市行財政改革審議会要綱第 6 条第 2 項の規定により、過半数を超える出席のため本審議会は成立します。

市長は所用により出張中のため帰庁しだい出席します。

赤磐市行財政改革審議会運営規程第 6 条第 2 項の規定により、会議録の署名人に 2 名を指名します。委員名簿順に、 委員、 委員。（了承）

### 3 協議内容

#### （1）行財政改革大綱について

議長： 本日の議題は 2 件ありまして、まず 1 件目は、行財政改革大綱についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料 1 ページをご覧ください。第 1 回の審議会において、第 2 次行財政改革大綱については、平成 26 年度までが計画期間ですので、このことについて協議を行うということにしていました。しかしながら、そこにありますように、第 2 次行財政改革大綱の改定をさせていただくことにしました。その部分について説明をします。市の行財政改革の基本理念について、平成 22 年 3 月に策定した第 2 次行財政改革大綱で、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間を基本計画としていっているところです。一昨年春、友實市長となり、第 2 次赤磐市行財政改革大綱の 7 つの主要施策の 1 つである持続可能な財政構造の実現に特に重点を置いて進めてきました。ご承知のとおり、平成 26 年 2 月には、赤磐市財政健全化アクションプランを策定して、市民皆様の協力のもと、財政健全化を中心に行財政改革を推進しているところです。その間も、地方創生に着眼した事業展開の推進など市の行財政を取り巻く状況は急激に変化している状況で、さらなる行政運営の効率化が求められているところです。

こういった中で、第 2 次赤磐市行財政改革大綱は、市の最上位の計画にあたる赤磐市総合計画の基本方針との足並みや、赤磐市財政健全化アクションプランの

推進と密接な関係を有していることから、平成27年度になり新たに行財政改革基本方針を策定することとし、今年度は第2次赤磐市行財政改革大綱を一部改定することとしました。平成27年度の1年間は、その改正した大綱を使うというものです。まち・ひと・しごと総合戦略を総合計画と同時に策定することとなりましたが、これについては、各自治体が人口減少の克服と地方の創生を確実に実現するというので、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の5原則に基づいて、その関連する施策について今後戦略を策定し展開することとなります。そういったことから、総合計画や、まち・ひと・しごと総合戦略と内容の整合性を図るため、今回は改正のみを行い、来年度で足並みを揃えて計画の策定を進めていくことを考えています。

そのために大綱を改正するもので、変更点について、まずは計画期間の延長をします。変更前は、平成26年度までであったものを、変更後は平成27年度までの6カ年間に変更します。

2番目の改正点としては、第3次行財政改革を見据えた変更ということで、1つには、公共施設の整理について公共施設、財産等の適正管理の追加記載を行っています。平成27年度になりますが、公共施設等総合管理計画を策定することとしています。その関係上、ファシリティマネジメントを推進し、経営的な視点に立った総合的な整理を進めていくと追加しています。

それから、次の変更点は、財政健全化アクションプランについて追加記載を行っています。

その他の項目として、市長あいさつの部分の全文を改正しています。次に、各所の数値については、最新の予算、決算数値に変更しました。最後になりますが、市民病院の在り方についての記載変更ということで、診療所への変更や一部の記載を削除しました。

以上、簡単ですが行財政改革大綱の一部改定についての変更点の説明を終わります。

議長： 上位計画の総合計画や、ここ1年で策定しなければいけない、まち・ひと・しごとの地域戦略を策定する期間や内容とずれが生じるため、それに合わせるため、現在の大綱に変更点が生じるという説明でした。それについて、何かご質問ありませんか。

委員： 本日の会議に至った経過を考えますと、総合計画と行財政改革大綱を同時進行で考えていくということで、2月に会議を開催するという事になっていたわけです。行財政改革についての関係は、先ほど説明があったとおりですが、総合計画はどの程度まで進捗しているのか、次から次へと創生事業が入ってくるので手に負えないのか、なぜ遅れているのか、お話しいただける限りで結構ですので教えていただけませんか。なぜお聞きするのかと言いますと、これからまだまだ創

生事業が出てくると思いますので、作業を進めておかないと、総合計画や大綱をまとめると言ってもなかなかまとまらないということになります。行財政改革大綱については、総合計画がある程度見通せた中で、何が不要なのかを考えていく必要があります。

事務局： 総合計画の担当部署も会議に出席していますので、その部分は後ほど説明します。2月3日に地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく補正予算が成立しました。その中に地域住民生活等緊急支援のための交付金が盛り込まれていて、他市の報道がなされていますが、プレミアム付商品券などの事業や、定住、子育てに向けた施策を実施していくということです。そういったことで、総合計画や総合戦略につきましても、足並みを揃えて策定していくということです。それに、行財政改革大綱も足並みを揃えるということです。

執行部： 現在の総合計画は平成27年度までですが、本年度当初に市長より1年前倒しをして策定にあたるという話が出まして、策定本部会議を開催して平成26年度中の策定を目指すということが決定しています。その後、事務的にはアンケートを取るなど、住民の意見を聞く作業を進めておりましたが、先ほども事務局から説明のあったとおり、国において、まち・ひと・しごと創生法が制定され、それに基づいて、人の流れ、物の流れを作っていくということが、国の大きな流れとして出てきています。

総合計画につきましても、市の総合的な計画を網羅しているものを策定するもので、まち・ひと・しごと創生法にかかる総合戦略につきましても、特に人の流れや、子育てについてなどを中心としながら地域の総合戦略を練っていくということが示されておりますので、総合計画と被る部分が多いということになります。そういったことから、総合計画の諮問機関であるまちづくり審議会をそういった国の動きをにらみまして第1回目の会合を12月25日に開催しています。その後も国の動きが加速して色々な情報が出てきておまして、第2回の会合も平成27年の早々に開催したいと考えていましたが、未だ持ち得ていません。これにつきましては、早急に開催し、国の流れや総合戦略も説明しながら、総合計画との整合性を図っていきたいと考えています。

従いまして、ご質問にもありました、今後の予定については、事務的には素案作成を進めていましたが、国の総合戦略をにらみながら審議会を開催し検討いただきたいと考えています。できたら、新年度の早い段階に総合計画を策定したいと考えております。総合戦略については、県も国と同様に総合戦略を策定します。県の総合戦略は秋頃の策定予定で、それもにらみながら赤磐市版の総合戦略を策定したいと考えています。策定期間がはっきりとしていませんので、できるだけ早い時期としか申し上げられませんが、秋口ぐらいには策定をしたいと考えています。それにより新しい施策を実施できますので、交付金も受けられると

ということですので、スピード感を持ってやっていきたいと思っています。

委員： 何のために今の時期まで待ったのかということになります。昨年の7月に会議を開催し、そのときに次の会議の折には両方をにらみながら会議を進めていきたいと思いますと決まっていた。ところが、実際には12月に第1回目の会議を開催したということで、これまで、会長や事務局と相談しながら早く行財政改革を進めようとしてきましたが、未だにまとまっていないということです。行財政改革では、施設の見直しや無駄の見直しなど、やることはたくさんあります。何も新しい行財政改革大綱ができなくても進めることはたくさんあります。しかし、総合計画と行財政改革大綱は足並みを揃えることが必要ですということで、待っていたわけですか。そこを、どのようにお考えですか。

委員： もっともなことだと思います。市の財政の状況は、経常収支比率が90%で逆に言えば戦略的に使えるお金は10%しか無いということです。しかも、交付税が減りそのまま放っておくと経常収支比率が100%を超えてしまう危険性があるということです。だからとりあえず6億円をきっちりと削減する案を作らなければならないということでした。ところが、本日の4ページの内容では、1年遅らせることで、まち・ひと・しごと創生法を取り入れた行財政改革を考えていかなければならないという話です。まち・ひと・しごと創生法は成長戦略の部分がビジョンとして出て来なければいけないということになってくるわけですが、今までやってきた行財政改革審議会では基本的に交付税の減少に伴う6億円に対して対応するために、効率化や削減について検討しなければいけないということで進めてきました。まち・ひと・しごと創生法の関係により行財政改革の問題だからといって削ることだけでは駄目で、経常収支比率を下げるということは戦略的に使えるお金を増やしていこうということです。では、戦略的に増やしたお金を市のためにどのように使うのかということがセットで出て来なければ、おかしいわけです。その部分を委員が説明をされているのだらうと思います。行財政改革の委員としての質問だけではなく、1年遅らせる中に、まち・ひと・しごと創生法を念頭において行財政の問題も考えていくというのであれば、成長戦略のことも入れてきちんと話しをするというビジョンがなければ、いけないと思います。その部分を明確にしていきたいと思います。私はそのように理解しました。

議長： 総合計画や成長戦略と行財政改革は全く別のものではなく一体のものです。みんなの理解が食い違っています。行政が縦割りだからかもしれません。

執行部： ご指摘のあったとおりでございますが、まち・ひと・しごと創生法は、昨年の11月に法律が制定され、その後それに伴う具体的政策パッケージが今年になって出てきているということで、そういうものも含めながら市が総合戦略を打ち立てていくことがこれからのことになってくるということです。具体的な中身について、出てきていないのが現状です。そういうことで、それを国においては、平

成 27 年度中に策定するということになってはいますが、事業効果の早期な発現を目指すために市としては年度の半ばぐらいにまでには策定したいということで、本日それをご提案できる状況には至っていません。総合戦略本部も設立できていない状況となっています。

委員： 本日、ご提案いただいた書類を基に話しをしますと、例えば 10 ページに行財政改革の骨格として 7 つの主要施策があります。それを見ますとコスト削減を目的とする柱が掲げられていますが、成長戦略を目的とする柱がありません。行財政改革は何のためにやるのかということを見ると、赤字を減らすということだけではなく、より豊かな赤磐市を築くために財政構造をどのように変えていくかということが根本に無ければいけないと思います。1 年間、計画を延長するというのならば、まち・ひと・しごと創生法に対応する柱をもう 1 本加えないと延ばす意味が出て来ないと思います。

もう 1 つ電子自治体の推進は大切なことですが、移行期のコストをどのように考えているかなのですが、年配の方はパソコンも持っていないインターネットも使えない人がたくさんいます。ということは 2 重にやっていかなければいけません。皆さんがインターネットを使いこなせる世代に替わるまで 20 年ぐらいはかかるわけです。その間、情報弱者に対してどうするのかということをお考えしないと、逆にコストがアップすることも考えられます。これは、どこの自治体も直面する課題であると思いますので、きちんと考えて対応してもらいたいと思います。

委員： 総合計画につきましては、2 月の中旬までにはすべて完成するという予定であったと思います。その部分が、思惑が外れたことで本日の状態となっていると思います。総合計画は最上位の計画であることは間違いのないわけですが、行財政改革大綱は、総合計画が着実に実施できるようにサポートする役割を持っていると思います。両方に市の状況で 1 番大切な部分が欠けていると思う所は、理念とかアイデンティティです。総合計画ももちろん策定し事業に優先順位を付けるのが当然のことですが、行財政改革大綱があるから事業はすべて止めるということにはなりませんし、総合計画にあるからいくらでも事業をすればいいということにもなりません。理念は一致しておくべきではないかと思います。最終的に総合計画の策定が秋だから、それから行財政改革大綱の策定を進めるというのでは、予算を切るか切らないかという視点だけならば、それでいいと思いますが、理念は事前にある程度の物を総合計画と行財政改革大綱はすり合わせておく必要があると思います。その部分についてはよく考えていただきたいと思います。財政部門は概ね思いどおりに進めていったつもりであったのだと思いますが、総合計画の方が大きく時期がずれてきています。総合計画については、全くの作り直しになるのではないかと思いますし、県の総合戦略の策定が秋ごろですからそれを待

っていたのでは年を越しますので、事前に理念とかアイデンティティの調整を完成前にしていただきたいと思います。

議長： 総合計画と行財政改革は両輪です。それを統合する理念がはっきりしていないと総合計画も作れないでしょうし、行財政改革も進められないということになるし、総合戦略はこの地域の成長施策は何を基本とするか考えるわけですから、それがばらばらであればまちづくりがばらばらとなります。別々の問題ではありません。疑問は、1年延ばせば完成するのかという部分です。

事務局： 総合計画、赤磐版まち・ひと・しごと総合戦略と足並みを合わせるということで1年延長させていただくというのももちろんですが、大綱の基本理念と基本方針の基になるのが総合計画の「人“いきいき”まち“きらり”」が平成22年からの看板となっているわけですが、これについて先ほどから議論いただいているとおり、行財政改革サイドでもお互いに考えて共有するというスタンスを取りたいということで、足並みを揃えるというところでは、それに総合戦略が加わりますので先ほどから委員にご指摘をいただいています、7つの主要施策につきましても1年間並行しながらこれを考えていきまして、大きく変わってくると思います。もちろん行財政改革ですから、削減の部分もありますし戦略に基づいて歳入を増やすという部分もありますので、7つの主要施策については組織機構の見直しなどは引き続き実施していく必要がありますが、戦略の中に入る項目は来年1年しっかり考えて追加をしていく、修正していくということで考えています。当初から上位計画の総合計画の理念に合わせて行財政改革も施策を持っていきたいという思いです。そういったところから時期がずれ、ここで1年間の改正による大綱の継続をお願いしているところです。

委員： 総合計画と行財政改革の担当の方が両方おられるので、少し申し上げますが、例えば7つの主要施策については、行財政改革では当たり前のことを書いてあると思います。総合計画についても、優先順位を付けて何を重点的にやるのかということを書かなければ議論ができません。しかし案が無ければ議論が進まないというのも仕方のないことだと思いますので、事務局である程度案を作成して提出いただいて議論する必要はあるというのも理解しています。事務局で完全に練ったものが上がってくるので、それを否定すると事務局案をひっくり返すことになるので、なかなか意見も言えません。ですから本当に私達の意見を聞いていただければ、基本方針や主要施策についての議論するときに審議会を使っていたらいいと思います。そうすれば、もう少し絞れた議論ができると思っています。総合計画にも同じことが言えると思いますので、希望を述べておきます。

議長： 議論の仕方も問題があるし提案の仕方も問題があるということでした。もう少し横の連携を取ればいいということだと思います。そして、何を議論するのかということ整理していただいて、総花的に出されても、なかなか理解できない部

分もありますので、ここはどうしましょうかという議論をしていただくという所を明確にして審議会に諮っていただくと、もっと建設的な議論ができると思います。

委員： この行財政改革の会議が、交付税の削減に伴う6億円の削減にとりあえず対応しないと、このままでいくと赤磐市の財政状況は赤字転落し大変なことになるという話であったと思います。それなのに、この行財政改革大綱を1年延長しておいて大丈夫なのかという不安があります。今年度中に行財政改革をしてきっちり効果を出し正常化させる必要があるのではないのでしょうか。次に総合計画とも合わせながら、まちの将来ビジョンに合わせた財政計画もきちんと作成していくという方がいいのではないのでしょうか。1年間、遅れても財政的に大きな問題が起きないのかということが気になるところです。

事務局： 行財政改革大綱がありその実施計画があり、平成25年度に策定させていただいた財政健全化アクションプランが先行しておりますが、ご承知のとおりこのアクションプランについては平成28年度までの計画ですので、計画の期間を1年延ばしても、行財政改革をやらないということではなく、アクションプランを中心に確実な遂行を目指していくということです。

委員： 今回の6億円のアクションプランは、その実行項目の選出にあたり、この大綱の主要施策が生かされているとは感じていません。文章を見るといいことが書いてあるのですが、実態の具体的なところを見ると、切れるところは少しでも切り6億円を生み出した状況に見えます。行財政改革の儉約と改革は異なるもので、改革を進めるにはきちんとした理念に基づいて遂行していくものです。例えば、執行部が公の施設の廃止をやりにくいのであれば、地域の反対もあるということでしたら、そういったときに行財政改革審議会をうまく使っていただいて、審議会の方針が出たことを主張していただければいいのではないかと思います。このアクションプランは、厳しいところで6億円出してきたと思いますが、必要なお金を少しずつ切っていくのは、本当の改革とは言えませんので、総合計画の趣旨にも合わせて方向性を出していきたいと思います。

議長： 委員が言われたとおりで、総合計画に基づいて実行していくためには理念が必要で、伸ばしていくもの、切っていくものをはっきりし、例えば受益者負担を徹底的にやっていくなど、原理原則を立ててやらなければ、やりやすい所だけやるのであれば、本当の行財政改革ではありません。ですから、行政とは何かを念頭においてやっていく必要があり、市には市のまちづくりの理念があっていいはず。それが総合計画も総合戦略も生かされていなければいけません。

委員： 18ページの公の施設の管理についての関係ですが、この行財政改革審議会提言をさせていただいて、施設ごとに統廃合、民間への移譲、指定管理等の大枠を示してきたわけですが、今回新しく公共施設等総合管理計画を策定するという

ことが記載されています。この計画は具体的にはこういった内容を盛り込まれる予定なのかを教えてください。

事務局： この公共施設等総合管理計画は、平成25年11月に国におきまして、インフラ長寿命化の基本計画が策定されています。各地方公共団体はこういった国の動きと歩調を合わせて速やかに公共施設の総合かつ計画的な管理を推進するということになっていまして、1つの施設でも4町が合併していますので、同じ施設が4施設あり、いずれも老朽化が進んでいるというものに対して、すべて対応していくことは財政的にも無理がありますので、計画的に整理を進めていきたいと思います。まずは、1つずつの施設の計画を求めているわけではなく、大枠の方針であるこの計画を平成27年度に策定したいと考えています。策定費用については、半分を国が特別交付税措置をしてくれるということになっています。

委員： この行財政改革審議会で提言した方針は、ある程度の将来像をお示ししたわけですが、それをこの計画の中に組み入れることになるのでしょうか。それとも新しい視点で検討し直して、長期にわたる施設の統廃合や更新計画を立てるということになるのでしょうか。

事務局： 公共施設の統廃合については、この行財政改革審議会で平成19年度に審議をいただいたわけですが、それに基づいて各施設の方向性を出していただき進めてきました。アクションプランの中にも、その方針に従い効果の出せる施設については数字として上げています。来年度策定するこの公共施設等総合管理計画の中で、そういった統廃合の形は考えていきたいと思っています。第3次の行財政改革大綱の中にも文章では入れていきたいと思っています。具体的なものとしては、総合管理計画へ持っていくようになると思います。

委員： この審議会の提言を金科玉条で守ってくださいということではないのですが、ある程度、その時点に出した方向性ですので、この公共施設等総合管理計画にも盛り込んでいただかないと、二重上書きされたようなことになり、全く新しい計画になったのでは、何時の間にかこの提言の内容がどこかに消えてしまったのでは困るなということが1つあります。

もう1つは、更新計画ですので、この審議会での提言は指定管理などの基本的な将来像を示しましたが、施設ごとの具体的な更新方法を考えていくものが、この計画に入ってくるのでしょうか。

事務局： この公共施設等総合管理計画の中には、個々の施設の対応については出てきません。市の施設が何万㎡あって、その何%を削減するといった大きな計画になります。委員が言われたように189施設を個々に方向性を決めていただいたわけですが、それについては、提言を重視しながら取り組んでいくということになります。公共施設等総合管理計画はこの189施設より範囲が広く、すべてをどの

ように進めるかというものになります。

委員： 日頃から行財政改革に取り組んでおられますが、行財政改革大綱を1年間延長することによって、そのテンポが遅れるのではないかという危惧がありますが、その間の取り組みを教えてください。

事務局： 基本理念などを原案の段階からお諮りしていきたいと思いますが、総合計画や総合戦略ができるまで行財政改革が停滞するわけにはいきませんので、財政健全化アクションプランは実行していきますので、それを実行しながら来年度については、第3次の行財政改革大綱を策定していくということを思っています。

議長： 行財政改革は推進するわけで、色々な計画の時点が異なるため、それらの足並みを揃えていきたいと、その間は何もしないということではないので、アクションプランに基づいて行財政改革をやりますということです。おそらく新しい大綱ができようとできまいと、そんなに中身がひっくり返るほど変わるわけはありませんので、行財政改革が停滞するという心配はないだろうと思っています。それを停滞させないようにしなければなりません。その部分は、アクションプランに基づいて進めると理解していますがいかがでしょうか。

事務局： アクションプランに基づいてもやりますし、一昨年、職員の意識啓発ということで各課を回りました。平成26年度はそれができていませんので、そういったこともやっていきたいと思っています。

委員： 先ほど他の委員からもご意見がありました公共施設の関係ですが、新聞記事として掲載されていましたが、2月1日に倉敷市で関係省庁の担当者を招いた公共施設の管理を考えるシンポジウムが開催されています。市から誰か出席されましたか。

事務局： それについては、職員数人で出席させていただきました。

委員： 国土交通省や総務省の職員が来られて、公共施設等総合管理計画についての話があったようですが、市はどのように管理計画を進めているのかということと、国の指導がある中で、ずれが生じないのか。その管理計画を点検する必要があるのではないかと思います。もう1つは189施設を点検したわけですが、いろいろな施設を見てきました。1年ぐらい前になりますが、給食センターや消防署の跡地利用について話をしました。給食センターの跡地利用について問い合わせをしたところ産業関係で利用しているので、管理しているのは産業振興部ということでした。現在は、そのような管理がされています。建物や土地について行財政改革大綱の中で管理計画を立てると書かれています。この施設管理を行財政改革で管理するのではなく、財産管理として管理するべきであり、きっちりと処分まで進めていく方法を考えていただきたいと思っています。

事務局： 岡山県内にもファシリティマネジメント研究会が立ち上がってしまして、管財課と財政課より職員が出席し研究をしています。まず、計画を策定するにも公有

資産台帳の整備についてご指摘のとおりきっちりした物でないということから、本年3月までに台帳整理をすることとしています。それができたら、土地家屋について、この計画を策定するベースができるという状況です。今後は、管財課で一括して計画も含めて進めていただけたらと思っています。

委員： 管財課で進めていってもらえばいいのではなく、管財課できっちりと管理していただくべきです。ほかの部署ではわかりません。庁内で何かを進めるときには、みんな集まって協議して進めていくということが書かれていますが、ここで答弁されたことは非常に良い答弁になり、文書を作ると非常に良い内容であるが、具体的に事務作業を進めるとなかなか進まない状況です。どこがすべてを管理していくのかを、はっきりと取り決めないと、物事が整理出来ないように感じています。管理計画を立てる際には、よく内部で調整して進めてください。

議長： そういった意見を踏まえて、しっかりとした計画を立てて、行財政改革が進むように練ってください。

行財政改革大綱が総合計画と総合戦略と整合性を取るために1年延ばして、それぞれがしっかりと協議して一本の方向性の基に、それぞれが進んでいくようにということですので、1年延ばすということでもよろしいでしょうか。(異議なし)

議長： はい。考え方が現実になるように、しっかりと横の連絡を取っていただきたいと思います。

## (2) 財政健全化アクションプランについて

議長： それでは、次の議題に移ります。財政健全化アクションプランについて、事務局より説明をお願いします。

事務局： 協議事項2番の財政健全化アクションプランについて説明します。来年度予算については3月議会に上程するというので、その内容を基に進捗状況をまとめていますので、説明をさせていただきます。資料の22ページをご覧ください。22ページから27ページにアクションプランの94項目について平成27年度当初予算にどのように反映しているか、またこれまでの進捗がどうだったかを、確認していただければと思います。27ページをご覧ください。例を示してありまして、緑色はアクションプランの当初の効果額にプラスが生じているもの、黄色につきましてはマイナスが生じているものということで、色を付けています。何も付いていない項目は、当初の予定どおりということでご理解いただければと思います。

議長： 94項目の平成27年度は確定ではないと理解すればいいということでした。この中で、何か困難なものがありましたか。すべての項目がスムーズに進んでいきますか。

事務局： 先ほども公共施設に話がありましたように、この審議会で提言をいただいた方

向性を重視しながら公の施設のあり方を調整しているわけですが、現在、指定管理をしているものを地元移譲するなど進めています。26ページの施設の取り組みといった部分は、担当課の課長はその地域の区長や関係者の方と協議をして地元移譲を進めるなど、昨年4月から予算編成時期まで各箇所でも努力をしていただきましたが、引き続き指定管理を継続したものもあります。その交渉の中で指定管理料を減額させていただくなど、努力の跡は見られますが、提言をいただいたとおり地元移譲ができなかったという所があります。

それから、92番の下水道料金の改定につきましては、会議を開催しいろいろなご意見をいただいて、金額を決定していただいたということがあります。

委員： 吉井ライスセンターについては、延期になっています。吉井にはもう1つ農協のライスセンターがあります。吉井地域の中に2つの施設がある珍しい現象になっています。この吉井ライスセンターは施設の管理費が25万円ですが、過去には機械に何百万円もかけて修繕しました。延期した場合、機械が故障した場合は、どのようになりますか。壊れた場合、市の負担が必要になるのではないのでしょうか。

事務局： この25万円については指定管理料であったわけで、その指定管理料を廃止するというところで検討していたわけですが、地元との調整がなかなか進まないということで、引き続き25万円の指定管理料ということになっています。

機械については、平成26年度に機械の故障が多いということでオーバーホール等しまして、地元から3分の2の負担金をいただき、3分の1を市が負担したという経緯があります。少し前の年度にも、同じように負担した経緯があります。

委員： 老朽化したそういう施設がたくさんあります。施設の管理費は計上されていますが、老朽化による修繕費は加味されていません。その部分の対策を早くしないと、持ち出しがこれからいくらでも発生します。老朽化して、今にも修繕が必要になりそうな施設がたくさんあるのですから。指定管理料だけの問題でなく、その先には建物の管理費がありますので、そこをきっちり把握する必要があるのと、それにむけた早急な対策が必要だと思います。

それから愛育委員と栄養委員の人数を削減していて、次の削減目標もありますが、これはまだ人数を削減するものですか。

事務局： 愛育委員と栄養委員については、今回の効果額として出している数字は第1次のもので、愛育委員であれば、当初279人であったものを平成26年度に159人に減らしていただいたということです。もう一度、135人に減らしていただくことにしていますが、その効果額を平成28年度に計上しています。栄養委員も人数は違いますが同様です。

委員： 削減ができたからといって、喜んでいいのか悪いのかわかりませんが、冒頭に会長や他の委員も言われましたが、福祉なら福祉の理念や哲学があって赤磐市の

福祉はどうあるべきなのかということがなければ、アクションプランで削減するだけでは、無くしてもよい部分がたくさんあるのに、これからの少子高齢化の中で、愛育委員は多い方が良いと思うが、認識が薄いのではないか。その理念をもう一度考えないといけないのではないか。その考えがあいまいな中で、6億円減らすということですが、その先には弱い立場の市民がいます。それを事務局も現場の人達とよく話し合い、その検証が必要ではないかと思います。

委員： 今、委員が言われたように、本当にそうだと思います。お金を減らせばいいとか人員を減らせばいいとかいう問題ではなく、愛育委員は岡山県独特の制度で、少子化に対応する重要な役職だと思います。将来、どうあるべきということの上で、考えていただきたいと思います。

もう1点は、62番の社会福祉協議会の山陽老人福祉センター運営補助金の見直しですが、老朽化のために建て直しというか、見直しをして補強するという話を聞いています。そこに対しては社会福祉協議会独自でやるのか、またこれも市から補助金を出すのかというのが気になる部分ですがいかがでしょうか。

事務局： 愛育委員と栄養委員の関係ですが、特に愛育委員は半分になるということで、これについては、アクションプランに行財政改革サイドから載せたわけではなく、地域の実情としても、愛育委員のなり手も少なくなっているとかという問題もあります。こういう提案があったものをアクションプランに載せました。委員もいわれたように、そういった部分を進捗状況だけではなく、効果の検証が必要なのではないかということですが、現在はできていません。

山陽老人福祉センターですが、当初は屋根だけの改修を3~4千万円で予定していましたが、財源はありませんでした。ところが、今回の改修では委員の言われるように改修といいながら、耐震工事として骨組みだけを残した全面改修ということになります。平成27年度の当初予算でお願いをしていくわけですが、この財源につきましては、一部基金等も充てるわけですが、起債ができますので、借金をすることになります。事業主体は、社会福祉協議会がなり工事等もやりまして、市はそれに対して補助金を出すということになります。

議長： いずれにしても、大綱策定の中で新しい時代に合った理念を考えて検証しながら削減するものは削減する、増やすものは増やすといったメリハリの付けた大綱に持って行っていただきたいと思います。

委員： 先ほど委員方が言われた愛育委員や栄養委員については、私の妻がやっています、愛育委員あるいは栄養委員をしたら10年は地区の役員が当たりませんというお触れがあります。地区の中では人数が多すぎるという意見もあります。前任の方から頼まれて引き受けたわけですが、先ほども言われていましたが、お金の問題ではありませんが、現実には132地区の地区があり各地区1人でよいのではないか、今現在が、あまりにも多すぎるということで改革しようという話の中

で、お金のことをピックアップしているためお金を減らすために委員を減らしたように見えていますが、いい意味で言うと、より健全な数字に合わせるように努力するように目を向けたのかとも思えます。132地区で135人であれば、妥当な数字だと思います。

総じてですが、ここに出ている金額は、例えば家計でいうと給料が30万円しかないのに50万円使っているのは駄目ですので、どうしても30万円の枠内で収める必要があります。借金が増えると自己破産します。自己破産をすると市民の方は納得しないと思います。これを見ますと、歳出のことが多いですが、大切な歳入の想定、作戦、計画の部分を見捨ててはいないと思いますが、もっと確実な歳入の計算をしていくことが、もっと大事なのかなと思います。地価が下がったとか、誘致できなかったとか、諸条件がありますけれども、給料の30万が減ってしまったら使うお金に苦慮するのは当然ですが、半分になればお手上げになりますので、歳入の確保をもっとしっかり押さえる計画をお願いします。

3つ目は、先ほどから事務局より説明もありましたが、現地を訪れて色々説明をしてきたと話がありましたが、私は職員の意識改革が一番大切だと思っていますので、限界意識に基づいた職員の意識改革を徹底的にやらないと、今のままでは全く不十分です。企業の経費節減はすごいです。何十銭単位から計算をしまして、「あなたが煙草を吸いに行った時間も給料を支払うので、その煙草を吸っていた時間の給料を計算してみてください。」と、そこまで突っ込んできます。本当の意味で職員が非の打ちどころがないぐらい努力しているということが何よりも大事な事かなと思っています。その部分の押さえをよろしくをお願いします。

議長： したがって行財政改革だけでは片付かないということになります。歳入も歳出も考えるには、総合戦略も一緒になって初めて行財政改革の効果があるのだと思います。意識改革も含めて、お金を減らすだけのことではなく、どういった手法を取るのか、歳入を増やして歳出を減らすという相互関係にあります。もう少し横の連携を取っていただきやってもらわないと、行財政改革だけ進んでも仕方がないことだと思います。

そういった意見を踏まえて事務局もしっかりと考えていただきたいと思います。

まだ、確定数値ではありませんが、計画どおりにいく見通しはありますか。

事務局： 計画どおりとどうかどうか先ほどの説明資料の27ページをご覧ください。平成27年度を見ていただきますと、計画の計が5億380万9千円です。この5億というのは平成26年度と平成27年度を積み上げたもので、平成28年度には6億を超えるという設定です。その5億380万9千円に対して4億8680万4千円が見込みで、1700万円程度が不足していますが、達成率は96.6%の見込みです。これにつきましては、先ほど委員も言われましたが、歳出を削るだけでなく、歳入の増加をどうやっていくのかという意見もありました。これに

つきましては、ここに載せてある94項目以外にも効果の上げられる事業については追加していきますというのがアクションプランの当初からの計画で、現在、特に考えている事業は、基金が約100億円ありますが、これを上手に運用できていないということで、長期国債の活用などで利率の高いものに充てる方法もありまして、数百万円の利子を何千万円に変えることが可能です。また、新電力の導入や太陽光発電の積極的な推進を歳入増加や歳出削減の上で考えていきたいと思っています。

議長： 目標が経常収支比率90%以下ということで、分かりやすくしようとすれば、この表の計の下に経常収支比率を入れておけば、非常に分かりやすいものになるのではないかと思います。

事務局： 平成26年度の決算ができておりませんので、経常収支比率が出ておりませんが、今年の夏ごろには、決算ができます。見込みを立てていますのでその数値を入れさせていただきます。

委員： 行財政改革で支出が減ることはいいことだと思いますが、例えば先ほど話のあった、愛育委員のなり手がなくて、なり手が無いので削減も簡単だという形で結果としてなっているとしたら、市の将来を考えたときに本当にいいことなのだろうかという気がします。この中で色々な形で削減した担当部署と問題点の共有をして、むしろ愛育委員が活動しやすいように支出を考えなければいけないということになる場合もあると思います。少子高齢化で子どもの数も増やしていかなければいけないということが1つの大きな地方自治体の目標となってきている中で、愛育委員ですらなり手が無いような市町村になって、子どもの数が増やしていけるのかという問題もあると思います。このアクションプランについて、担当課と本当は簡単に減ってはいけない部分が減っているのかどうか、その辺りの情報共有をしていただいて、その上で適切な行財政改革を進めていただくことに注意していただければと思います。

議長： そういった感覚を持っていただかないと、これから市がどういう方向に行くのかということで、何が大切なのかということ、少子高齢化ですから、そういったことに重点を置くのか考える必要があります。本日の新聞に、他市では幼稚園と保育園を無料にするという記事が載っていました。これは行財政改革と反対に向かいます。だけど少しでも人口を増やそうと思えばそういったものにお金を使わなければいけないということになります。その代わり必ず減らす部分がないといけないわけです。そうすればどこを切るかといったときに、まちの哲学が必要になってきます。そういう意味で、横の連携を取りながら行財政改革やまちづくりが行われることが大切です。そのためには意識改革が必要になります。そこは市長や幹部のトップの人がしっかりと意識を共有されないと進まないのだろうと思います。そういった基本を大切にしてください。

委員： 行財政改革を考えると、例えば新しい企業に進出してもらった法人税を10年間は通常の半額にするべきだと私はこのように思います。法人税が減ったと思う人もいるかもしれませんが、その企業が進出したことによって、そこで働く人は所得を得るわけです。所得税も入ってくるわけです。その人たちが家を建てて市内に住めば、固定資産税も入ってきます。その人たちも固定資産税を半額にしますという形にすれば、どんどん市内に住んでくれて、そしてその人達は市内で買い物をしてくれるようになり、市内のスーパーマーケットで働く人の所得が増えます。ですから行財政改革は減らすことだけでなく、減らすことを通じて増やす戦略もあるわけです。そういうことのトータルに考える視点をもって、やっていただきたいと思います。それを長い目で見れば、市を成長させることになると思います。単年度でいくら削れたからいいという話になると、どんどん悪い方向にいくと思います。そういう意味で会長が言われたように、将来ビジョンと市の哲学がどういうものなのかをきっちりと作った中で、その座標軸に基づいて財政問題も考えていけば正しい方向に進むのではないかと思います。

議長： その通りだと思います。それでは、アクションプランについての質疑はこれで終わります。

#### 4 その他

事務局： ここで皆様にお伝えしておきたいことがありまして、現在の行財政改革審議会委員の皆様の任期が今年の3月31日までということで、長い方で丸3年間、短い方で平成25年11月からということで、皆様におかれましては本日も含めてですが慎重審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。皆様からいただきましたご意見を、また来年の第3次大綱の作成や審議会に生かしていきたいと思っています。以上でございます。

#### 5 市長挨拶

事務局： それでは、閉会も含めまして市長よりごあいさつ申し上げます。

市長： 委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。思い起こせば、私が市長に就任してその直後に会長より、行財政改革に対してどういう姿勢で臨むのかということで、話をさせていただきました。そのときにこれは赤磐市の行財政改革は半端なものでは駄目だと思ひまして、行財政改革アクションプランを策定することを決意させていただきました。本審議会にもアクションプランの案をお示しし、そして市議会にもこれを審議いただいて、来年度の27年度は2年目になるかと思ひます。この実行を着実なものにして、そして次の行財政改革に繋げて将来の赤磐市の財政基盤を築く第1歩にしていくということに、手ごたえを感じているところです。先ほど委員からも、色々な形で節約

するだけでは行財政改革ではない、成長するための政策も必要だと、そのとおりです。そういったご意見もこれからはしっかりと引出しに入れながら行財政改革と市の発展に努めていきたいと思っております。今後、行財政改革はまだまだ続きますけれども皆様方にいろいろなご審議をいただきました。これからはまた、お力添えをいただけたらと思います。3年間、本当にありがとうございました。

## 6 閉会